

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	弁グラウンド部漏えい検出系温度検出器の点検の際、温度検出器（1台）の取付けネジ込み部の変形により、取外し不可が認められたため、対応検討	GⅢ	
2	1号機	中性子計測系中性子源領域モニタ（CH. 21）に指示値不良（指示上昇）が認められたため、当該モニタを点検・修理	GⅢ	
3	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）用軸受振動計（垂直方向）に指示値不良が認められたため、当該振動計を点検・修理	GⅢ	
4	2号機	所内ボイラ制御盤監視モニタ用カメラ装置に動作不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理	GⅢ	
5	3号機	原子炉建屋大物搬入口扉の非常時用「開」操作スイッチの保護カバー（アクリル製）に破損が認められたため、当該カバーを交換	GⅢ	
6	3号機	主復水器循環水系ポンプ（A・C）出口圧力指示計の点検準備作業において、点検対象号機を間違えて4号機側の計器廻りの水抜き操作を実施したことから、4号機中央制御室に「循環水ポンプ出口圧力高」を示す警報が発生したため、同計器を速やかに復旧及び対応検討	GⅡ	
7	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置のベント配管とドレン配管の集合管部よりシートリーク（指1本程度）が認められたため、当該集合管上流部のベント弁及びドレン弁を点検・修理	GⅢ	
8	6号機	廃棄物処理系シール水ポンプ（A、B）の出入口弁のいずれか、もしくはその両方にシートリークの可能性が認められたため、当該弁（4台）を点検・修理	GⅢ	
9	6号機	復水給水系のフィルタ装置（E）の再生実施中に、同装置（E）を「待機」状態にすべきところ、誤って採水運転中の同装置（D）を一時的に「待機」状態とする事象が発生したため、対応検討	GⅡ	
10	6号機	主変圧器防災設備の放水配管に設置されているストレーナ前弁にシートリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
11	6号機	原子炉補機冷却系熱交換器（A）の逆洗弁入口側にあるベント弁にシートリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
12	6号機	タービン建屋東側屋外トレンチ（油・スチームドレン処理建屋側）において、水のリークを示す警報が発生したため、対応検討	GⅢ	
13	その他	福島県及び国の監督官庁に提出した「3号機におけるプルサーマル実施に関する高経年化対策についての説明資料」に記載した過去の使用済み制御棒の点検実績に一部記載漏れが認められたため、対応検討	GⅡ	